

地域維持型建設共同企業体（地域維持型 JV）制度の導入について

宮城県土木部

平成29年10月施行

平成28年度から国道347号（鍋越峠）において、効率的かつ持続的に維持管理が行えるよう除融雪業務と道路管理業務を包括し、複数年契約とした「**地域維持型契約方式**」を試行導入したところであるが、施工の効率化や施行体制の安定的な確保を図り、地域の維持管理が持続的に行われるよう、新たな共同受注の制度として、平成29年10月1日より地域維持型建設共同企業体（地域維持型JV）制度を導入するものである。

地域維持型契約方式

地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のため、地域の実情に応じ、入札契約制度において、複数年契約、包括発注、共同受注といった方式を導入

新たな共同受注の制度

地域維持型建設共同企業体
（地域維持型JV）制度

宮城県地域維持型建設共同企業体運用基準の概要

- ① **性格** 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② **工事の種類・規模** 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ **構成員(数, 組合せ, 資格)**
 - ・地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(2～10社程度)
 - ・総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業の許可を有する代表者)を少なくとも1社含む(代表者は、同一の地域ブロック内に、本社又は本店が10年以上所在する者であること。)
 - ・地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる(すべての構成員は同一地域ブロック内に本社・本店を有し、構成員のうち二分の一以上は、同一の地域ブロック内に、10年以上本社又は本店が所在する者であること。)
- ④ **技術者要件** 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
(請負工事の共同施行方式において、代表者が専任で技術者を配置した場合、他の構成員の設置する技術者の専任を求めない。)
- ⑤ **登録** 単体との同時登録及び經常・特定JVとの同時結成・登録が可能

※運用基準等は、別途、ホームページに掲載します。